

# さいたま市債権回収対策本部 第33回本部会 次第

日 時：令和6年1月24日（水）

午後2時から午後3時30分

場 所：政策会議室

開 会

あいさつ

議 題

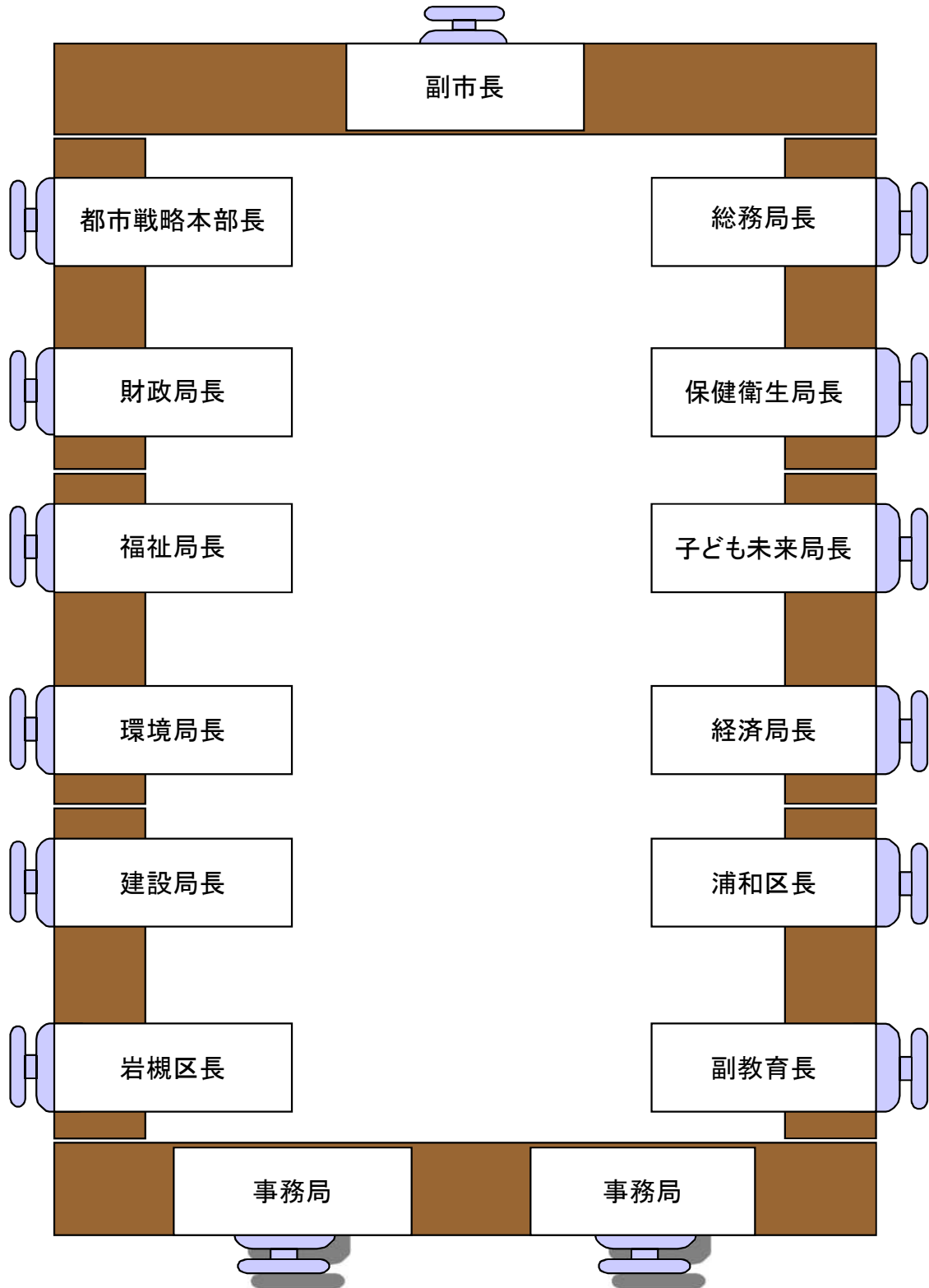
- 1 令和5年10月末現在における基本計画対象債権の状況について  
・・・1ページ
- 2 令和6年度目標の設定について  
・・・8ページ

そ の 他

閉 会

# さいたま市債権回収対策本部第33回本部会 座席表

政策会議室



さいたま市債権回収対策本部員名簿(R5.10.1 現在)

No	役 職	氏 名
1	本部長	副市長 高 橋 篤
2	本部員	都市戦略本部長 佐 野 篤 資
3	本部員	総務局長 伊 達 雅 之
4	本部員	財政局長 田 中 俊 匡
5	本部員	保健衛生局長 細 沼 寛
6	本部員	福祉局長 竹 内 善 一
7	本部員	子ども未来局長 池 田 喜 樹
8	本部員	環境局長 瀧 口 智
9	本部員	経済局長 矢 口 敦 彦
10	本部員	建設局長 小 島 文 郎
11	本部員	浦和区長 西 林 正 文
12	本部員	岩槻区長 長谷川 司
13	本部員	副教育長 栗 原 章 浩
	計 13 名	

※令和 5 年度の代表区長は浦和区長、岩槻区長

(事務局) 税務部長・収納対策課長・神田課長補佐・石島主査・伊東主事

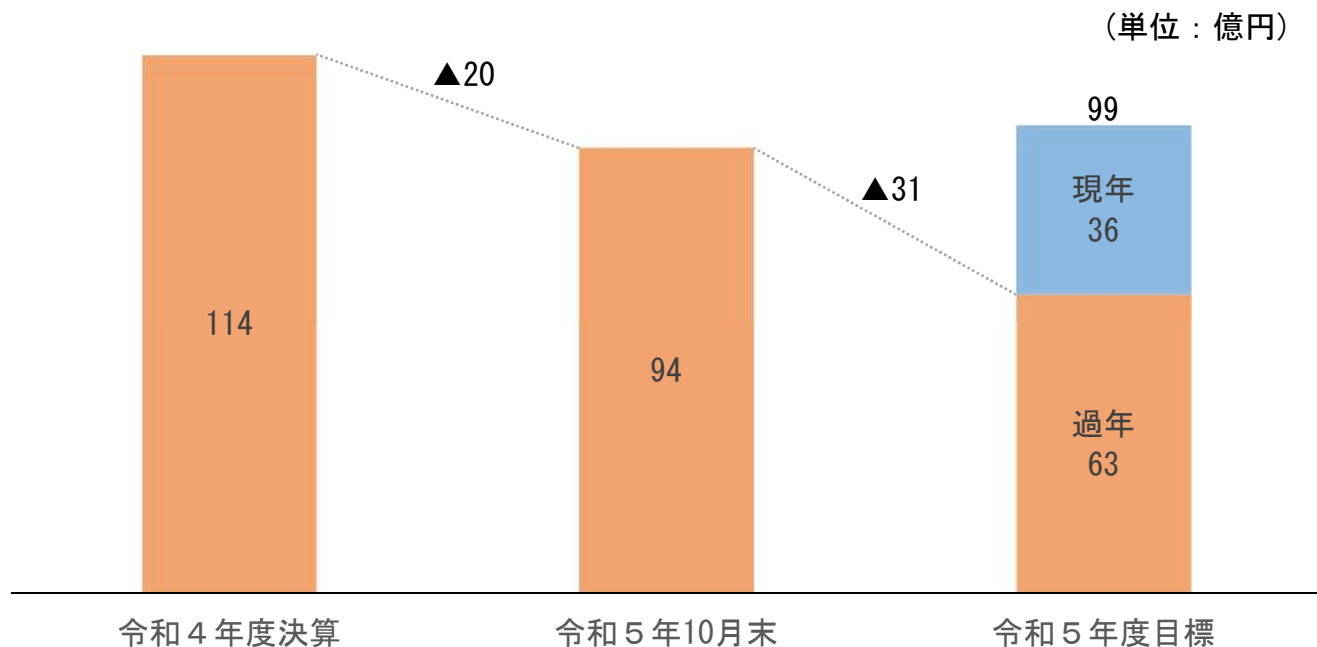
# さいたま市債権回収対策本部第 33 回本部会資料

開催日時： 令和 6 年 1 月 24 日(水)午後 2 時から  
場 所： 政策会議室

# 議題 1 令和 5 年 10 月末現在における基本計画対象債権の状況について

## 1 令和 5 年度収入未済額目標達成に向けた令和 5 年 10 月末の状況

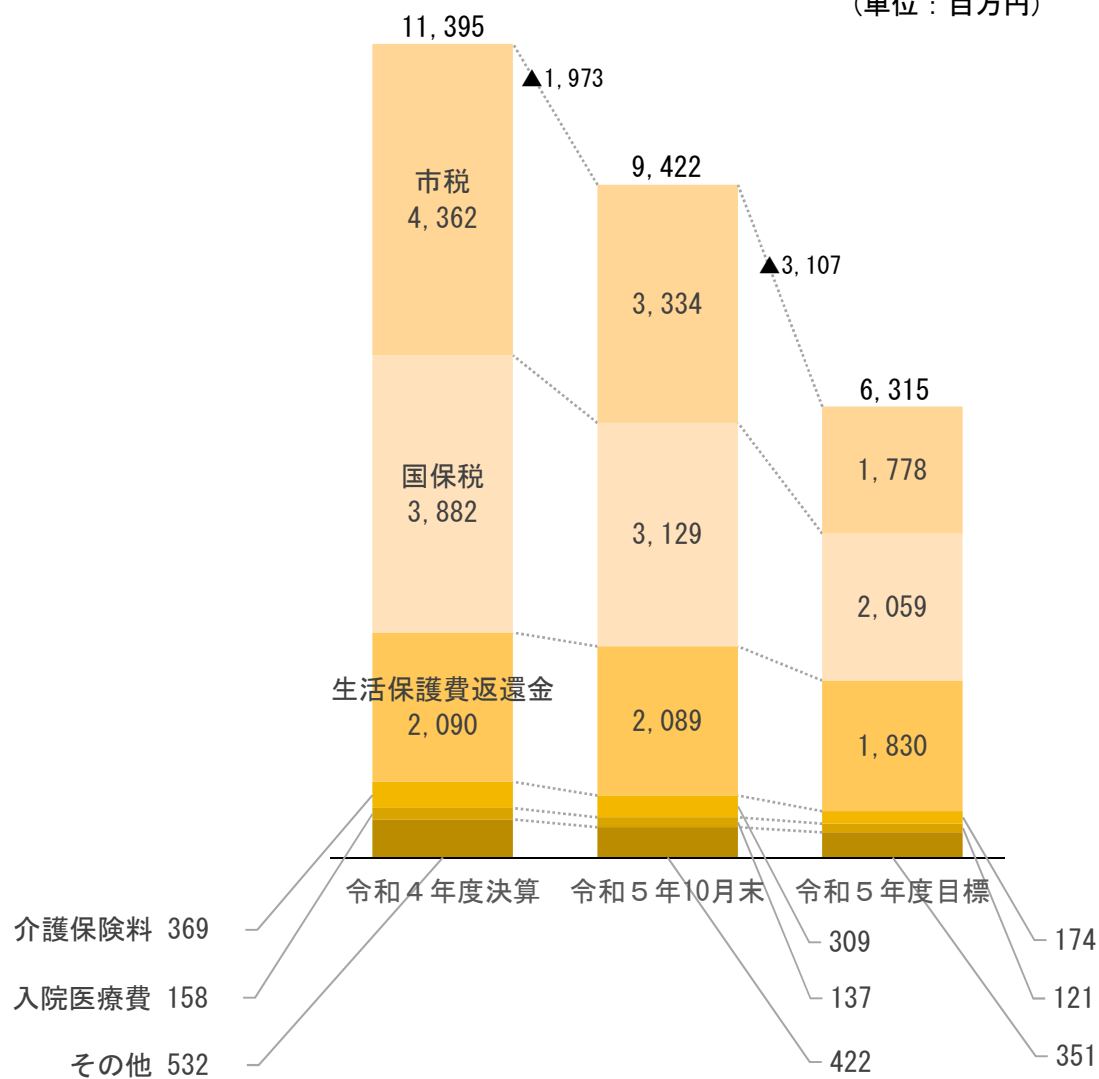
### (1) 収入未済額の状況



- 令和 5 年 10 月末の過年度収入未済額は 94 億円となり、令和 4 年度決算より 20 億円を圧縮した。
- 主な要因は各債権で目標達成にむけて徴収を強化したことによるものである。特に市税と国民健康保険税では 17 億円を圧縮した。また、後期高齢者医療保険料や放課後児童健全育成事業保護者負担金の過年度収納率が 30%を超えていることも要因の一つである。
- 令和 5 年度の目標まで 31 億円を圧縮する必要があるため、今後はより一層徴収強化をしていく必要がある。

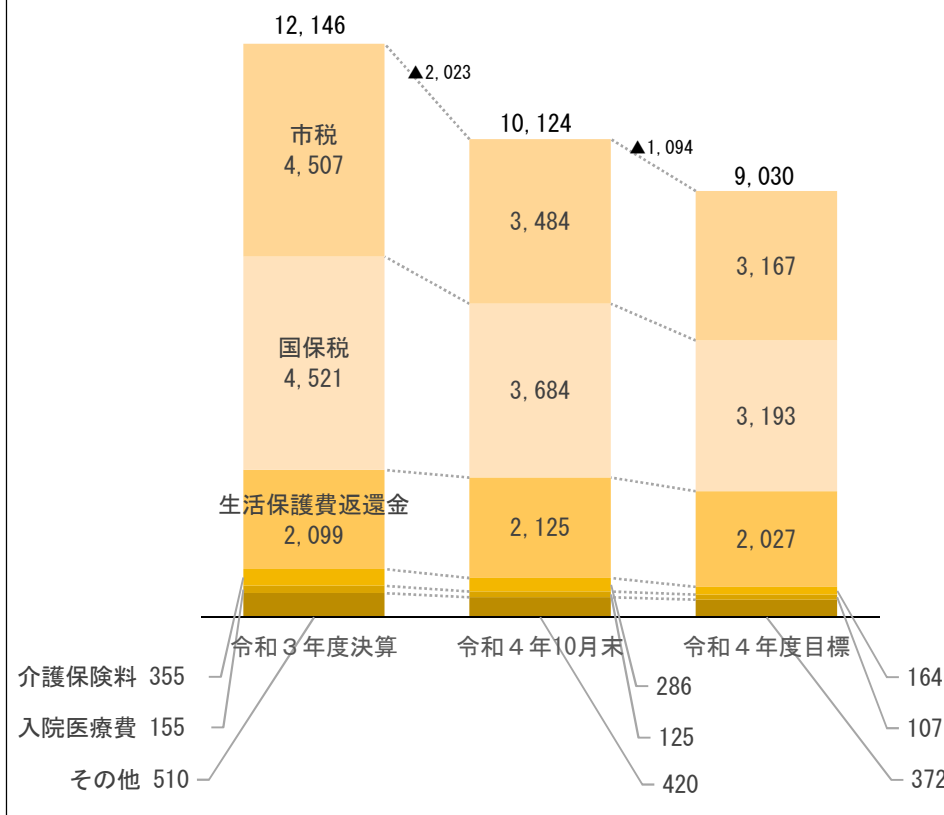
## (2) 主要債権別の収入未済額の状況

(単位：百万円)



参考

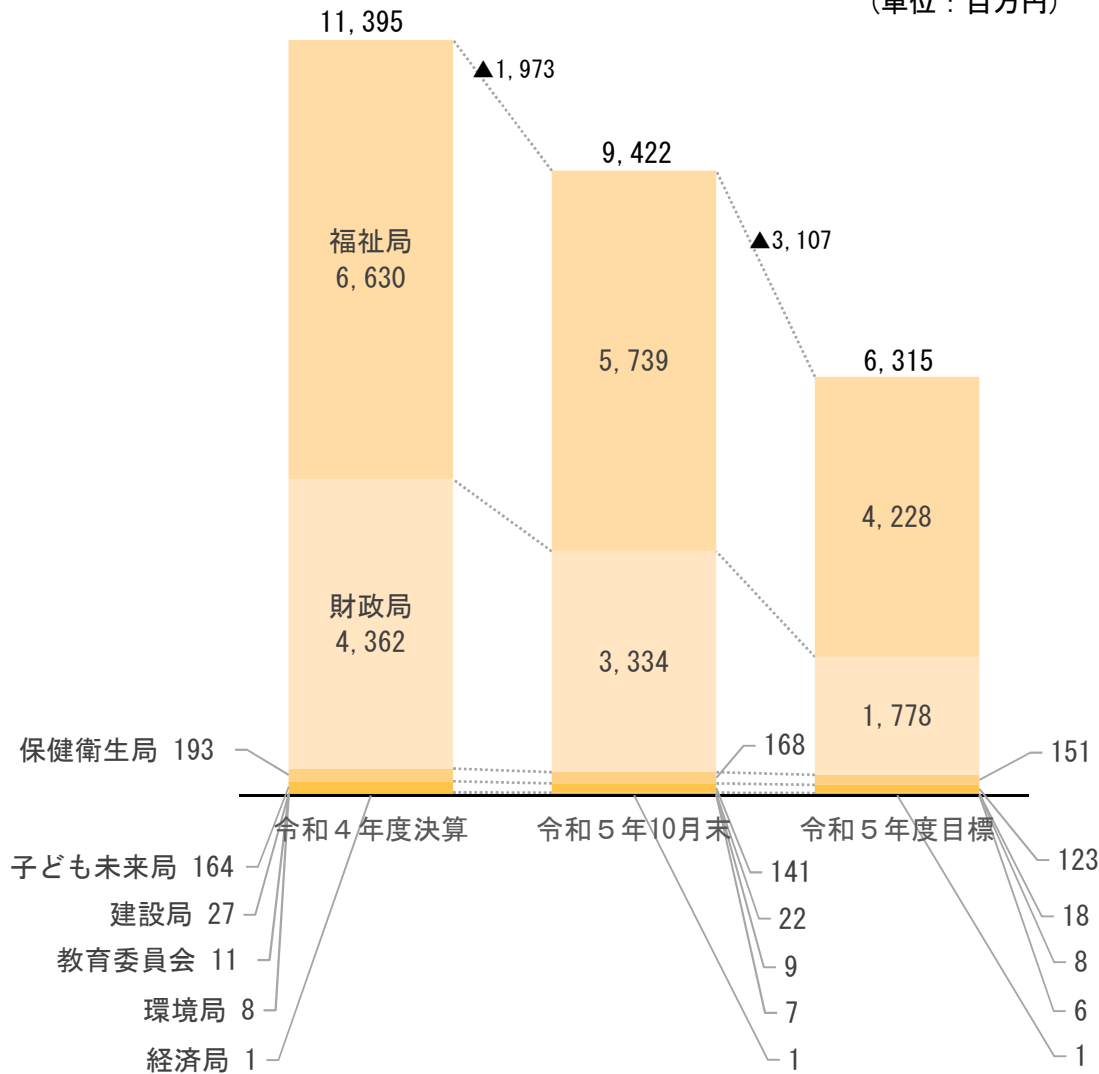
(単位：百万円)



※単位未満は四捨五入しているため、総数と内訳の計が一致しない場合がある。

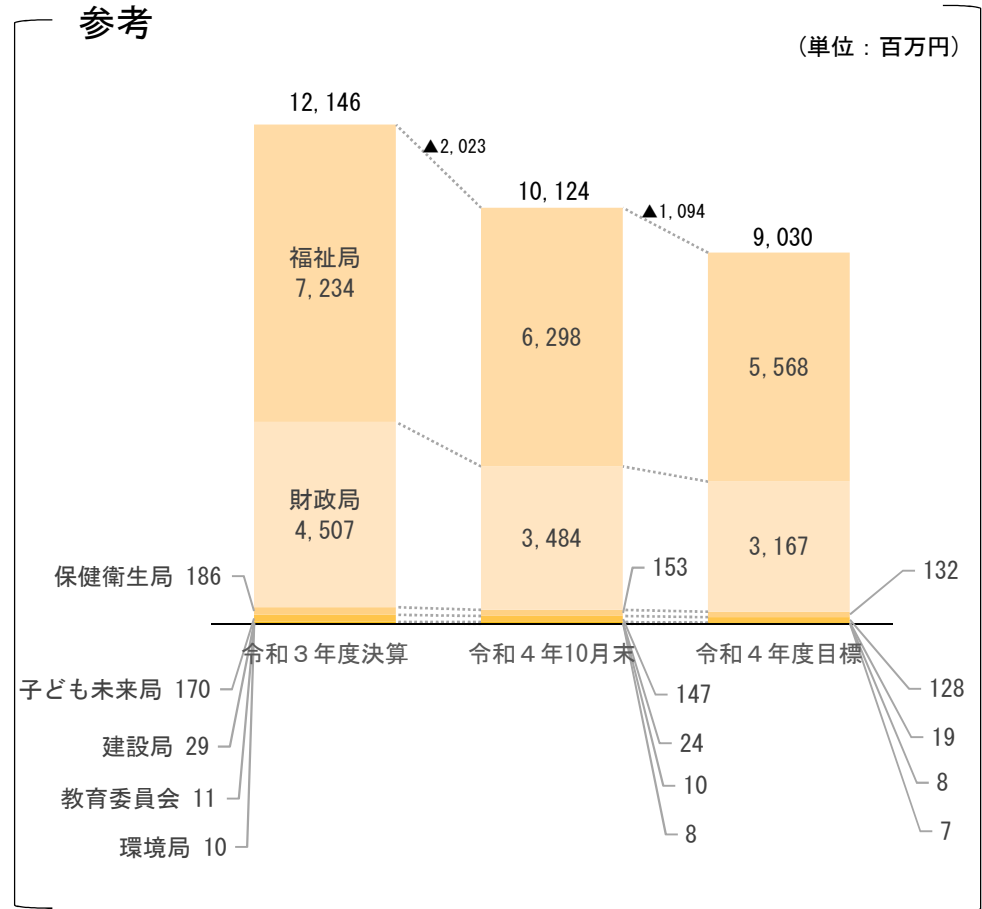
### (3) 局別の収入未済額の状況

(単位：百万円)



参考

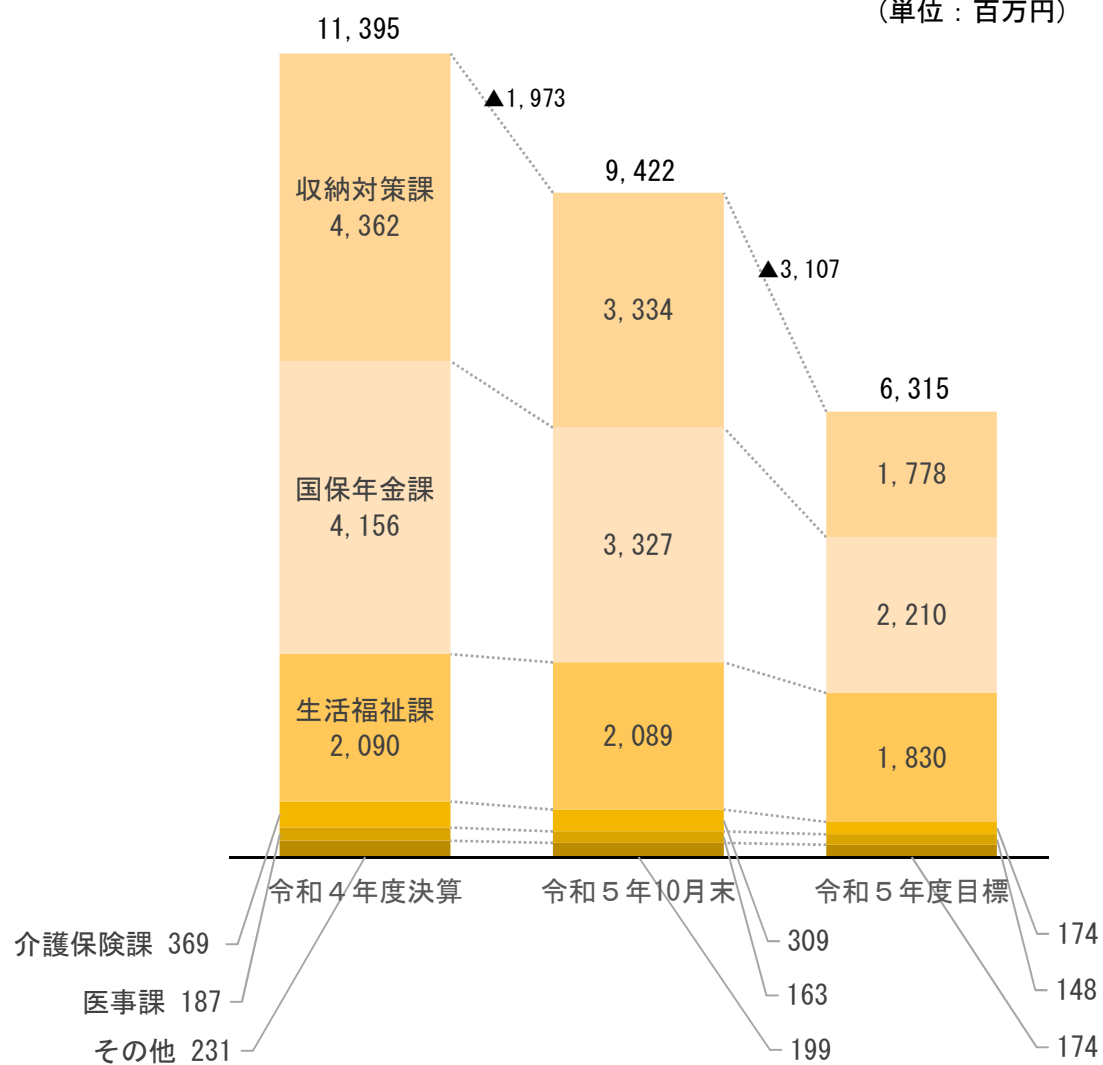
(単位：百万円)



※単位未満は四捨五入しているため、総数と内訳の計が一致しない場合がある。

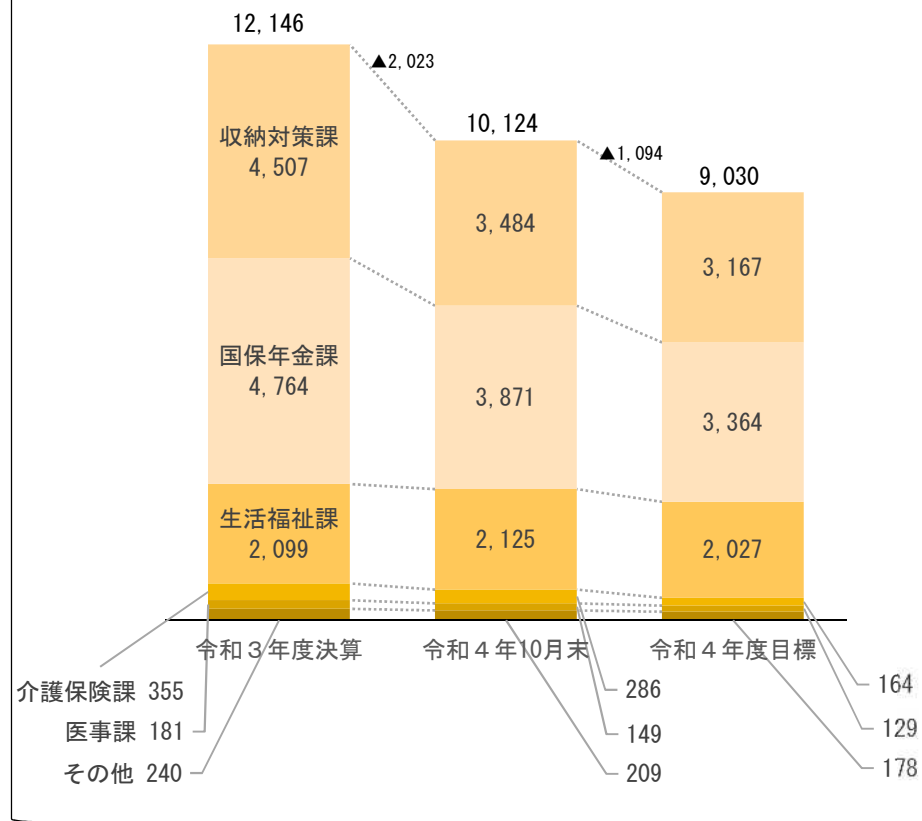
#### (4) 課別の収入未済額の状況

(単位：百万円)



#### 参考

(単位：百万円)



※単位未満は四捨五入しているため、総数と内訳の計が一致しない場合がある。



	非-2	納骨堂使用料	7,139 (8,139)	7,219 (7,646)	6,939 (494)	-	-	(300)	(60.8%)	(9)
医事課	私-4	入院医療費 ※2	773,729 (636,189)	697,030 (602,719)	76,699 (33,470)	+129.2%	-	38,744 (48,100)	50.5% (143.7%)	9 (9)
	私-5	外来医療費 ※2	381,878 (349,158)	375,659 (343,769)	6,219 (5,389)	+15.4%	-	5,866 (4,100)	94.3% (76.1%)	9 (9)
福祉総務課	私-1	緊急生活資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-
	私-2	岩槻市生活資金愛の泉貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-
生活福祉課	非-3	生活保護費返還金	323,122 (289,425)	192,173 (142,188)	130,949 (147,237)	▲11.1%	-	255,000 (221,006)	194.7% (150.1%)	5 (4)
国保年金課	強-2	国民健康保険税	23,622,416 (24,841,047)	10,565,510 (11,048,960)	13,056,906 (13,792,088)	▲5.3%	-	1,410,576 (1,909,256)	10.8% (13.8%)	4 (4)
	強-3	後期高齢者医療保険料	15,000,509 (14,513,682)	9,502,930 (8,990,250)	5,535,646 (5,555,133)	▲0.4%	-	95,000 (113,421)	1.7% (2.0%)	6 (6)
	非-5	国民健康保険事業特別会計返納金	75,838 (40,679)	17,739 (14,495)	58,099 (26,183)	+121.9%	-	24,710 (15,400)	42.5% (58.8%)	2 (3)
高齢福祉課	非-7	養護老人ホーム入所・保護者負担金	60,731 (57,415)	48,734 (48,425)	11,997 (8,989)	+33.5%	-	470 (1,200)	3.9% (13.3%)	8 (8)
介護保険課	強-4	介護保険料	22,085,690 (21,954,904)	11,201,649 (11,045,755)	10,884,046 (10,909,157)	▲0.2%	-	187,052 (190,078)	1.7% (1.7%)	5 (5)
障害福祉課	非-4	心身障害者福祉手当返還金	563 (405)	563 (378)	0 (28)	▲100.0%	-	15 (550)	完納 (2000.0%)	10 (9)
	非-6	心身障害者医療給付費返還金	385 (1,454)	315 (1,440)	70 (14)	+390.8%	-	0 (0)	0.0% (0.0%)	8 (9)
	私-3	心身障害者扶養共済収入	58,445 (58,146)	58,435 (58,067)	10 (79)	▲86.8%	-	40 (80)	382.4% (100.9%)	10 (9)
子育て支援課	非-8	児童手当等返還金	4,715 (4,610)	2,345 (1,690)	2,370 (2,920)	▲18.8%	-	6,093 (1,880)	257.1% (64.4%)	4 (3)
	非-9	児童扶養手当返還金	11,541 (4,119)	2,140 (1,447)	9,400 (2,672)	+251.8%	-	1,652 (3,665)	17.6% (137.2%)	1 (3)
	私-6	母子父子寡婦福祉資金貸付金	30,819 (38,562)	23,309 (23,836)	7,510 (14,726)	▲49.0%	-	5,700 (5,520)	75.9% (37.5%)	7 (6)
幼児・放課後児童課	非-10	放課後児童健全育成事業保護者負担金	189,047 (189,114)	185,300 (184,476)	3,747 (4,638)	▲19.2%	-	5,442 (5,200)	145.2% (112.1%)	9 (9)
保育課	強-5	公立保育所使用料 ※3	415,836	411,575	4,260	-	-	2,199	51.6%	9
	私-9	保護者給食費負担金	223,218 (112,867)	219,552 (110,725)	3,666 (2,142)	+71.1%	-	2,011 (1,740)	54.8% (81.2%)	9 (9)
	私-10	公立保育所時間外保育使用料	6,919 (7,084)	5,975 (6,490)	944 (593)	+59.1%	-	645 (554)	68.3% (93.4%)	8 (9)
保育施設支援課	強-6	保育施設等利用者負担額 ※3	1,998,056 (2,047,837)	1,974,291 (2,025,947)	23,765 (21,890)	+8.6%	-	10,222 (12,070)	43.0% (55.1%)	9 (9)
児童相談所	強-7	児童福祉施設保護者負担金	4,218 (4,856)	2,948 (3,871)	1,270 (985)	+28.9%	-	1,494 (1,122)	117.7% (113.9%)	6 (7)
廃棄物対策課	非-11	し尿処理手数料	13,392 (14,656)	12,236 (13,390)	1,156 (1,266)	▲8.7%	-	1,528 (1,598)	132.2% (126.3%)	9 (9)
産業展開推進課	私-11	さいたま市小規模企業者等給付金返還金	-	-	-	-	-	-	-	-
下水道総務課	強-8	下水道事業受益者負担金	134,101 (150,422)	120,329 (135,732)	13,772 (14,690)	▲6.2%	-	5,507 (2,462)	40.0% (16.8%)	8 (9)
	私-7	水洗便所改造資金貸付金	3,343 (3,945)	1,868 (2,059)	1,474 (1,887)	▲21.9%	-	384 (340)	26.0% (18.0%)	5 (5)
学事課	私-8	入学準備金・奨学金貸付金	35,944 (39,838)	28,501 (33,472)	7,443 (6,366)	+16.9%	-	1,982 (1,662)	26.6% (26.1%)	7 (8)
合 計			343,561,897 (335,825,451)	202,775,199 (197,663,475)	140,824,769 (138,193,685)	+1.9%	-	3,585,675 (4,467,171)	2.5% (3.2%)	5 (5)

付未済額がある場合は、その分増減を行っている。

医療費は、保険者負担分を除いた患者負担分を計上。

保育課が所管していたが、令和5年度より保育施設等利用者負担額（保育施設支援課）と公立保育所使用料（保育課）に分かれている。

	非-2	納骨堂使用料	1,939 (1,000)	60 (60)	940 (940)	-	600 (600)	63.8%	(63.8%)
医事課	私-4	入院医療費 ※2	177,612 (154,789)	40,181 (29,784)	137,431 (125,005)	+9.9%	121,480 (107,000)	88.4%	88.4%
	私-5	外来医療費 ※2	32,166 (25,826)	6,346 (2,328)	25,820 (23,499)	+9.9%	26,153 (22,000)	101.3%	101.3%
福祉総務課	私-1	緊急生活資金貸付金	1,724 (1,816)	7 (54)	1,717 (1,762)	▲2.6%	1,669 (1,789)	97.2%	97.2%
	私-2	岩槻市生活資金愛の泉貸付金	4,858 (5,068)	29 (17)	4,829 (5,051)	▲4.4%	4,839 (4,965)	100.2%	100.2%
生活福祉課	非-3	生活保護費返還金	2,154,494 (2,206,228)	65,005 (81,195)	2,089,489 (2,125,032)	▲1.7%	1,830,000 (2,027,230)	87.6%	87.6%
国保年金課	強-2	国民健康保険税	3,844,554 (4,448,527)	715,174 (764,289)	3,129,379 (3,684,238)	▲15.1%	2,059,116 (3,192,564)	65.8%	65.8%
	強-3	後期高齢者医療保険料	146,046 (123,763)	54,942 (40,802)	80,839 (72,843)	+11.0%	49,000 (61,225)	60.6%	60.6%
	非-5	国民健康保険事業特別会計返納金	127,068 (117,916)	10,491 (3,662)	116,577 (114,254)	+2.0%	102,360 (110,000)	87.8%	87.8%
高齢福祉課	非-7	養護老人ホーム入所・保護者負担金	3,025 (3,144)	287 (17)	2,738 (3,087)	▲11.3%	2,000 (1,800)	73.0%	73.0%
介護保険課	強-4	介護保険料	369,355 (354,978)	26,485 (36,318)	308,996 (286,015)	+8.0%	174,433 (163,975)	56.5%	56.5%
障害福祉課	非-4	心身障害者福祉手当返還金	1,646 (1,722)	75 (76)	1,571 (1,646)	▲4.6%	1,500 (1,100)	95.5%	95.5%
	非-6	心身障害者医療給付費返還金	179 (201)	1 (21)	177 (180)	▲1.3%	160 (100)	90.2%	90.2%
	私-3	心身障害者扶養共済収入	3,436 (3,710)	253 (315)	3,184 (3,395)	▲6.2%	3,300 (3,600)	103.7%	103.7%
子育て支援課	非-8	児童手当等返還金	10,533 (7,300)	1,358 (224)	9,175 (7,076)	+29.7%	3,144 (5,130)	34.3%	34.3%
	非-9	児童扶養手当返還金	12,842 (16,172)	1,109 (3,216)	11,732 (12,956)	▲9.4%	10,514 (11,984)	89.6%	89.6%
	私-6	母子父子寡婦福祉資金貸付金	16,662 (13,700)	727 (3,050)	15,935 (10,650)	+49.6%	10,900 (8,250)	68.4%	68.4%
幼児・放課後児童課	非-10	放課後児童健全育成事業保護者負担金	17,943 (19,039)	5,462 (4,393)	11,543 (13,619)	▲15.2%	10,755 (13,000)	93.2%	93.2%
保育課	強-5	公立保育所使用料 ※3	26,232	3,037	23,196	-	22,324	96.2%	96.2%
	私-9	保護者給食費負担金	5,828 (3,993)	1,235 (549)	4,593 (3,443)	+33.4%	3,250 (2,819)	70.8%	70.8%
	私-10	公立保育所時間外保育使用料	4,379 (3,370)	111 (141)	4,268 (3,229)	+32.2%	3,217 (2,797)	75.4%	75.4%
保育施設支援課	強-6	保育施設等利用者負担額 ※3	63,752 (99,537)	11,239 (10,853)	52,513 (88,685)	▲40.8%	53,488 (78,729)	101.9%	101.9%
児童相談所	強-7	児童福祉施設保護者負担金	8,092 (7,883)	283 (71)	7,809 (7,812)	▲0.0%	5,889 (5,504)	75.4%	75.4%
廃棄物対策課	非-11	し尿処理手数料	7,782 (9,514)	1,114 (1,371)	6,668 (8,143)	▲18.1%	6,056 (6,667)	90.8%	90.8%
産業展開推進課	私-11	さいたま市小規模企業者等給付金返還金	1,490	273	1,217	-	1,192	97.9%	97.9%
下水道総務課	強-8	下水道事業受益者負担金	24,871 (26,666)	4,533 (4,542)	20,338 (22,124)	▲8.1%	16,757 (16,886)	82.4%	82.4%
	私-7	水洗便所改造資金貸付金	1,925 (2,216)	336 (528)	1,589 (1,688)	▲5.9%	1,388 (1,731)	87.3%	87.3%
学事課	私-8	入学準備金・奨学金貸付金	10,528 (10,859)	1,193 (972)	9,335 (9,887)	▲5.6%	7,969 (8,221)	85.4%	85.4%
合計			11,431,004 (12,164,433)	1,964,277 (1,997,010)	9,421,650 (10,123,593)	▲6.9%	6,314,609 (9,029,755)	67.0%	67.0%

付未済額がある場合は、その分増減を行っている。

医療費は、保険者負担分を除いた患者負担分を計上。

保育課が所管していたが、令和5年度より保育施設等利用者負担額（保育施設支援課）と公立保育所使用料（保育課）に分かれている。

## 2 令和5年10月末現在の徴収取組状況

### (1) 各債権所管課の取組

各債権所管課が実施した効果的な取組は、以下のとおり。

- ①納付方法の拡大（公立保育所時間外保育使用料：保育課 別冊資料 P29）
- ②新任者向けに所属内研修の実施（生活保護費返還金：生活福祉課 別冊資料 P11）
- ③債務者の職場への架電催告、日曜日の架電催告の実施  
（児童扶養手当返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金：子育て支援課 別冊資料 P17、P25）
- ④過年度の催告について、区役所に事務処理フローを周知（心身障害者福祉手当返還金：障害福祉課 別冊資料 P12）

### (2) 収納対策課の取組

徴収体制強化の支援として実施した取組は、以下のとおり。

- ①研修の実施(7回/延べ135名参加)
- ②助言・指導の実施(合計49件実施)
- ③破産事件に係る情報提供の実施(毎月/合計170件)
- ④事案審査会の開催(全3回のうち2回実施/延べ88件審査/完納率9.1% 整理率25.0%)

## 議題 2 令和 6 年度目標の設定について

### 1 令和 6 年度債権回収実施計画の作成について

さいたま市債権回収対策基本計画において、債権所管課は「債権回収に係る課題・対策・目標を明確にするため、現状分析を行い、所管する債権ごとに毎年度債権回収実施計画を策定する。」と定められています。

つきましては、令和 6 年度債権回収実施計画の作成をお願いいたします。

#### 令和 6 年度債権回収実施計画作成の流れ

- |         |   |
|---------|---|
| 4 月     | 4 月の決算見込み（企業会計は決算）をもとに、令和 6 年度の目標等を設定         |
| 6 月     | 出納閉鎖後の確定した決算をもとに、令和 6 年度目標値の修正（企業会計は必要に応じて修正） |
| 7 月～8 月 | 債権回収対策本部部会・本部会で報告                             |

## 2 令和6年度目標達成のための重点取組事項

### 【債権管理条例等に基づいた適切な債権管理と、管理体制の強化】

⇒条例や個別の法令等に基づく適切な回収事務の徹底、及び所属内での回収事務のノウハウの向上に努める。

#### 1. 研修の受講

収納対策課で開催している債権回収対策の研修に参加し、回収事務に必要な法令や手続きについて学ぶ。また、資料等の共有を図り、受講者以外にもノウハウが伝わるようにする。

#### 2. マニュアルの活用

マニュアルをもとに、債権の特徴に合わせた回収事務を実施する。また、回収事務を行ううえで、マニュアルに不足があった場合は、随時追加することでマニュアルを充実させる。